

○経済産業省令第四十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項及び第五十六条第一項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二日

経済産業大臣 枝野 幸男

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十七条第一項及び第二項」の下に「、第二十七条の二」を加え、同条第三項中「電気鉄道用変電所については、」の下に「第二十七条の二第二項及び」を加える。

第五十二条第四項中「サードレール方式」を「サードレール式」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。